

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。
- (2) 引当金の計上基準
該当なし

2. 重要な会計方針の変更 該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
平成18年3月31日以前から常勤であった職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 年金基金制度
京都社会福祉事業企業年金基金の実施する確定給付企業年金制度に加入している。

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成を省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、拠点区分が一つであるため作成を省略している。
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
京都八勝館 拠点（社会福祉事業）
「法人本部」
「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム京都八勝館）」
「京都八勝館通所介護事業所」
「京都八勝館短期入所生活介護」
次の公益事業は、上記社会福祉事業と一体的に実施されているため、当該社会福祉事業としての拠点区分に含めて同一拠点区分として会計処理を行っている。
「京都八勝館居宅介護支援事業所」
「八幡市京都八勝館在宅介護支援センター」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	468,236,400			468,236,400
建物	236,664,198	20,945,664	41,891,334	215,718,528
合計	704,900,598	20,945,664	41,891,334	683,954,928

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

7. 担保に供している資産 該当なし

計算書類に対する注記

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	468,236,400		468,236,400
建物	844,443,234	628,724,706	215,718,528
建物	23,958,321	9,888,029	14,070,292
建物附属設備	128,874,644	35,550,126	93,324,518
構築物	10,951,245	7,968,511	2,982,734
機械及び装置	26,004,400	15,938,743	10,065,657
車輛運搬具	3,326,864	2,320,042	1,006,822
器具及び備品	70,159,223	47,850,389	22,308,834
有形リース資産			
権利	174,852	53,693	121,159
ソフトウェア	9,759,804	6,817,379	2,942,425
無形リース資産			
合計	1,585,888,987	755,111,618	830,777,369

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収入金	50,898,832		50,898,832
未収金	113,778		113,778
未収補助金	9,824,000		9,824,000
合計	60,836,610		60,836,610

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

11. 関連当事者との取引の内容 該当なし

12. 重要な偶発債務 該当なし

13. 重要な後発事象 該当なし

14. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け 該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 該当なし